

高齢者虐待防止のための指針

訪問看護ステーションやわた

1、基本方針

訪問看護ステーションやわた(以下「訪問看護ステーション」という。)は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待防止法」規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本方針定める。

2、高齢者の定義

本指針における高齢者虐待は、高齢者虐待防止法第 2 条に基づく、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1)身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2)介護・世話の放棄放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者の養護を著しく怠ること。

(3)心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、当該高齢者不当に財産上の利益を得ること。

3、虐待防止委員会の設置

(1)訪問看護ステーションは、虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会・身体拘束予防委員会含む)を設置する。

(2)虐待防止委員会・身体拘束委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、訪問看護ステーション管理者とする。

(3)虐待防止委員会の委員は、訪問看護ステーション職員、八幡クリニック医師、看護師、居宅介護支援センター幸楽荘ケアマネジャー、地域包括支援センターやわた職員、八幡総合支所保健師とする。

- (4)虐待防止委員会・身体拘束予防委員会は偶数月開催する。
- (5)虐待防止委員会・身体拘束予防委員会は、下記について審議する。
 - ①高齢者虐待防止の指針及びマニュアルの整備に関すること。
 - ②虐待防止のための職員研修計画の策定に関すること。
 - ③虐待の予防及び早期発見に向けた取り組みに関すること。
 - ④虐待が発生した際の対応に関すること。
 - ⑤発生した虐待の原因分析及び再発防止に関すること。

4、虐待防止のための職員研修

- (1)研修は、虐待防止のための基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものとする。
- (2)研修は、年1回以上実施する。
- (3)研修の内容については、研修資料、出席者等の内容を記録し保存する。

5、虐待発生時の対応に関する基本方針

- (1)虐待が発生した場合は、速やかに事実確認を行うとともに必要に応じて関係機関に報告する。また、高齢者虐待防止委員会・身体拘束防止委員会において審議しその要因の速やかな除去と解決につながるように努める。
- (2)緊急対応
緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6、虐待に関する職員の責務

- (1)早期発見
訪問看護ステーション職員は、家庭内における虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。
- (2)虐待の報告
サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合又は利用者及びその家族等から、相談・報告を受けた場合は委員長へ報告する。
- (3)権利擁護の支援
必要に応じて利用可能な権利擁護事業等(成年後見制度を含む。)の情報提供し、

地域包括支援センター、社会福祉協議会、市の相談窓口を案内する等の支援を行う。

(4)権利擁護等の向上

外部研修に積極的に参加するなど、利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努める。

7、虐待に関する相談等への対応

(1)相談等の対応

訪問看護ステーション職員における虐待について、利用者及びその家族等からの相談や苦情があった場合は、真摯に受け止め内容を速やかに委員長に報告する。

(2)状況確認と対応の審議

委員長は、個人情報取り扱いに注意し、相談者へ不利益が生じないよう細心の注意を払って速やかに状況を確認し、虐待の疑いがあるときは委員会を開催し対応を審議する。

(3)対応の報告

対応内容は、相談者及び八幡クリニック所長、八幡クリニック師長へ報告する。

8、本指針は利用者及び家族の求めに応じて閲覧できるようにするとともに、訪問看護ステーションのホームページでも公表しいつでも閲覧できるようにする。

9、附則

令和6年4月1日から施行する。

8を追加し、令和7年11月1日から施行する。